

# 不登校生徒等の学びの保障に向けた オンライン授業規程の整備に関する検討（高等学校）

教育学研究科 教育実践創成専攻 教育実践開発コース 教師力育成分野 三村 多江

## 1 研究背景

本研究では、不登校生徒の学びの保障という課題に着目し、高等学校段階におけるオンライン授業の制度化について検討する。不登校の長期化が進む中で、学習機会の確保は重要な教育課題となっており、とりわけ高等学校段階では、単位修得や卒業、進路選択と密接に関わる点でその意義は大きい。また、近年の制度改正により、オンライン授業を活用した学習が制度的に位置付けられたことから、本研究では、オンライン授業を校内制度として継続的かつ組織的に運用するために必要となる規程整備に焦点を当てる。

### (1) 不登校生徒をめぐる現状と課題

近年、不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、高等学校段階においても不登校生徒への支援の在り方が重要な教育課題となっている。文部科学省が実施した「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」<sup>1)</sup>によれば、高等学校における不登校生徒数は依然として高い水準にあり、長期欠席の状態にある生徒に対する学習機会の確保が喫緊の課題といえる（図1）。

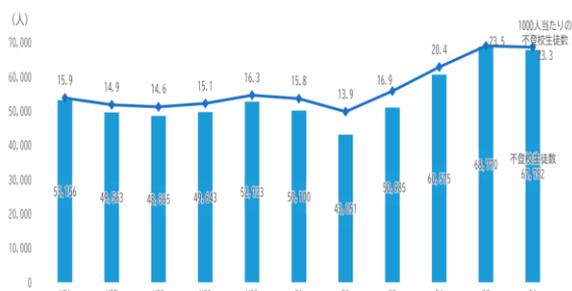


図1 不登校生徒数の現状（全国）<sup>1)</sup>

同調査では、不登校生徒の多くが在籍校に在籍したまま学習の継続を希望している一方で、欠席の長期化に伴う学習の遅れや、学校生活へ

の不安感、自己肯定感の低下といった課題を抱えていることが指摘されている。

尾崎・谷本・徳地（2023）<sup>2)</sup>による先行研究においても、不登校生徒は進学や将来をあきらめているわけではないものの、学習経験の不足や過去の失敗体験により自信を失っている実態が明らかにされており、学習機会の保障は学力のみならず、心理的側面の支援とも密接に関連していると考えられる。

### (2) 不登校生徒の学びを保障する制度的動向

こうした状況を踏まえ、文部科学省は不登校生徒の学びを保障するための施策を段階的に進めてきた。2022年には『生徒指導提要(改訂版)』<sup>3)</sup>を公表し、不登校を問題行動として捉えるのではなく、その背景や支援の必要性に着目した対応の重要性を示している。また、同年には事務連絡「やむを得ず登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」<sup>4)</sup>を発出し、ICTを活用した学習支援の方向性を明確にした。さらに2023年には「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」<sup>5)</sup>を策定し、不登校生徒に対する学習機会の確保を国の重要施策として位置付けている。

これらの政策的な流れを受け、2024年度には、高等学校における遠隔授業に関する制度改正が行われ、不登校生徒や病気療養等により長期欠席している生徒が、自宅等からオンラインで授業を受け、一定の条件の下で単位を修得することが可能となった。この制度改正は、不登校生徒の学びを制度的に保障する上で、大きな転換点であったといえる（図2）。



図2 文部科学省による不登校支援策の流れ

しかしながら、オンライン授業の実施や単位認定の具体的な運用は各学校の判断に委ねられている。文部科学省は、不登校生徒への支援について、児童生徒一人一人の状況や地域・学校の実情に応じた対応を求めてきた一方で、それらを各学校において校内制度や規程として具体化するための共通的な枠組みまでは明確に示していない。そのため校内規程が未整備な場合には、対象生徒の判断基準、出席や評価の取扱い、校内における役割分担等が必ずしも明確でないという課題が生じている。実際に山梨県内の公立高等学校においても、オンライン授業に関する規程を整備している学校と、未整備または検討段階に留まっている学校が混在している状況にある。

このように、国による制度整備が進む一方で、学校現場においては制度運用を支える校内規程の整備が十分に進んでいるとは言い難い。なお、規程整備が進みにくい背景としては、校内での調整や文案作成に一定の時間を要することなど、学校現場の運営上の制約も影響している可能性が考えられる。不登校生徒の学びを継続的かつ組織的に保障するためには、オンライン授業を一時的・例外的な対応としてではなく、学校全体で共有される校内制度として位置付ける必要がある。そのためには、国の制度や通知の内容を踏まえつつ、各学校がオンライン授業を運用する際に必要となる項目を整理し、校内規程として明文化することが求められる。

以上のことから、高等学校においてオンライン授業を校内制度として安定的に運用するために、どのような項目を備えた規程が求められるのか、その基本構造を明らかにすることが重要な課題であると考えられる。

## 2 研究目的

本研究の目的は、不登校生徒等の学びを保障する観点から、高等学校におけるオンライン授業規程の整備に着目し、オンライン授業を校内制度として継続的・組織的に運用するために必要となる規程項目等の基本構造を明らかにすることである。

近年の制度改正により、高等学校においてオンライン授業を活用した学習機会の提供が可能となった。しかし、制度としての枠組みが整備される一方で、その具体的な運用は各学校の判断に委ねられており、校内規程の整備状況には学校間で差が見られる。規程が未整備または不十分な場合には、対象生徒の判断基準や出席・評価の取扱い、校内における役割分担などが明確にならず、教職員の個別判断に依存した対応となる可能性がある。本研究では、こうした課題意識のもと、オンライン授業を一時的・例外的な対応としてではなく、学校全体で共有される校内制度として位置付けるために、どのような規程項目が求められるのかに着目する。本研究において「オンライン授業規程の基本構造」とは、高等学校がオンライン授業を校内制度として位置付け、継続的かつ組織的に運用するために必要となる規程項目の体系を指す。具体的には、適用対象の考え方、申請および承認の手続き、授業形態、出席および評価の取扱い、校内における役割分担や連携体制、学習状況の把握および記録、安全面およびICT活用上の留意点など、制度運用を成立させるために必要な要素を整理し、構造化したものである。

なお、本研究は、オンライン授業の教育的効果を検証することや、個別の実践事例の成果を評価することを目的とするものではない。また、特定の学校における規程内容の妥当性を判断することや、具体的な運用モデルを提示することを直接の目的とするものでもない。国の制度および関連通知の内容、ならびに学校現場における規程整備の実態を踏まえつつ、オンライン授業規程の構成要素を整理することを通して、今後、各学校が規程を整備・見直す際の検討の枠組みを示すことが本研究の目的である。

### 3 研究方法

本研究では、高等学校におけるオンライン授業規程の基本構造を明らかにするため、文献・資料分析と学校現場における聞き取り調査を組み合わせた質的な方法を用いた。

はじめに、国の制度および関連通知の分析を行った。具体的には、高等学校における遠隔授業やICTを活用した学習支援に関する省令改正、ならびに文部科学省が発出した通知・事務連絡のうち、本研究の目的に関連するものを分析対象とした。これらの制度文書について、オンライン授業を制度として運用する際に、学校に求められている要件や留意点に着目し、記載内容を項目単位で整理した。分析にあたっては、対象生徒の考え方、授業形態、出席および評価の取扱い、実施体制等、校内規程として整理が想定される観点ごとに記述を抽出し、共通して示されている事項を整理した。

次に、学校現場における規程整備の実態を把握するため、実習校および山梨県内の公立高等学校において実際に用いられているオンライン授業に関する校内規程、内規、運用資料等を収集し、その内容を分析した。分析では、規程や内規に記載されている項目を抽出し、国の制度・通知の整理結果と同様の観点から項目ごとに分類した。その上で、各学校において共通して記載されている内容と、学校ごとに記載の有無や具体性に差が見られる内容とを整理し、規程項目の構成や特徴を比較した。

さらに、文書資料の分析を補完するため、オンライン授業に関する規程が既に整備されている学校の教員、および規程が未整備または検討段階にある学校の教頭や教務担当者等を対象として聞き取りを行った。聞き取りは、2024年度中に山梨県内の公立高等学校に勤務する教員を対象に、対面による半構造化の方法で実施した。聞き取りでは、規程整備に至った経緯、規程として明文化する際に重視した点、運用上の工夫や課題、ならびに規程化に対する懸念点等について確認した。

これらの文書分析および聞き取りの結果を踏まえ、本研究では、①国の制度・通知において

学校に求められている事項、②学校現場において実際に規程や内規として明文化されている事項、③運用段階において教職員が判断や調整を行っている事項の三つの観点から内容を整理した。その上で、これら三つに共通して関係する項目を抽出・統合することにより、高等学校がオンライン授業を校内制度として継続的に運用するために必要と考えられる規程項目を整理した。

以上の手順により、本研究では、オンライン授業規程を構成する項目として、適用対象の明確化、申請および承認の手続き、授業形態および実施方法、出席の取扱い、評価および単位認定、学習状況の把握および記録、校内における役割分担と連携体制、安全面およびICT活用上の留意点の8項目を抽出した。

なお、本研究の方法は、オンライン授業の教育的効果や学習成果を測定・検証すること、あるいは特定の学校における規程内容の優劣を評価することを目的としたものではない。あくまで、制度改正後の高等学校においてオンライン授業を校内制度として位置付けるために必要な規程項目の構成を整理し、その基本構造を明らかにするための方法として位置付けられる。

### 4 研究結果

#### (1) 国の制度・通知に基づく整理結果

高等学校におけるオンライン授業を校内制度として位置付ける際に、国の制度および通知において学校に求められている要件を把握するため、文部科学省が発出した法令、通知、事務連絡等の内容について整理を行った。

分析対象とした主な資料は、『生徒指導提要(改訂版)』<sup>3)</sup>、事務連絡「やむを得ず登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等について」<sup>4)</sup>、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」<sup>5)</sup>、2024年度の省令改正に関する資料<sup>6)</sup>、「高等学校における遠隔授業の実施に関する留意事項」<sup>7)</sup>、学校教育法施行規則における遠隔授業および単位修得に関する規定<sup>8)</sup>、「高等学校におけるメディアを利用して行う授業の実施に関する留意事項」<sup>9)</sup>、『高等学校学習指導要領』<sup>10)</sup>、指導要録の取扱い

に関する通知<sup>11)</sup>，ならびに個人情報保護法<sup>12)</sup>である。

これらの制度文書について，オンライン授業を制度として運用する際に，校内規程として整理することが求められる観点に着目し，記載内容の整理を行った。その結果，国の制度・通知において，以下のような事項が共通して示されていることが確認された。

#### ①対象生徒の範囲に関する考え方

『生徒指導提要（改訂版）』では，不登校を問題行動としてではなく，多様な背景を有する生徒への支援の必要性という観点から捉えることが示されている。また，不登校児童生徒への支援に関する各種通知においても，生徒一人一人の状況に応じた柔軟な対応が求められている。

これらのことから，オンライン授業の対象となる生徒については，画一的な基準ではなく，個別の状況を踏まえて判断することが前提とされていることが読み取れた。

#### ②学習場所・授業形態・実施方法

「学校教育法施行規則」第88条の3および第88条の4では，遠隔授業や通信教育に関する基本的な枠組みが示されている。また，「高等学校におけるメディアを利用して行う授業の実施に関する留意事項」や「やむを得ず登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等について（事務連絡）」においては，ICTを活用した学習形態の具体例や留意点が示されている。

これらの制度文書からは，オンライン授業を実施するにあたり，学習場所や授業形態，実施方法について一定の整理を行い，学校としての基本的な考え方を明確にしておく必要があることが読み取れた。

#### ③出席の取扱い

不登校児童生徒に対する出席扱いの考え方に関する通知では，教育的配慮のもとで出席の取扱いを判断することが示されている。また，『生徒指導提要（改訂版）』においても，出席の判断にあたっては形式的な出欠管理にとどまらず，生徒の状況や学習の実態を踏まえることが求められている。

このことから，オンライン授業における出席

の取扱いについては，校内規程として一定の判断基準を整理しておくことが求められていると整理できる。

#### ④成績評価および単位認定

「学校教育法施行規則」第96条および，2024年度の省令改正では，遠隔授業等による学習成果を単位修得や卒業認定に反映することが可能であることが示されている。また，欠席中の学習成果の成績評価への反映に関する通知においても，評価の考え方が示されている。

これらの制度的整理から，成績評価や単位認定については，学校としての考え方を事前に整理し，校内で共有しておく必要がある事項であることが確認された。

#### ⑤学習計画および支援計画

『高等学校学習指導要領』では，履修主義に基づく教育課程編成の考え方が示されている。また，『生徒指導提要（改訂版）』では，生徒の状況に応じた計画的な支援の重要性が示されている。

これらのことから，オンライン授業を実施する際には，学習計画や支援計画をどのように位置付けるかについても，規程上整理しておく必要があると考えられる。

#### ⑥実施体制および校内外の連携

「高等学校における遠隔授業実施に関する留意事項」では，教育効果を担保するための体制整備の必要性が示されている。また，チーム学校の考え方や各種通知においては，校長の判断や設置者との連携の重要性が明示されている。

これらの点から，オンライン授業を制度として運用するためには，校内における役割分担や，校内外の関係機関との連携について整理する必要があることが確認された。

#### ⑦記録管理・情報共有および安全面への配慮

指導要録の取扱いに関する規定や個人情報保護法，ICTを活用した学習指導に関する通知等においては，学習記録の管理や情報の取扱い，安全面への配慮が求められている。また，『生徒指導提要（改訂版）』では，生徒の心身の状況に配慮した支援の必要性が示されている。

これらの制度文書から，オンライン授業の実施にあたっては，学習記録の管理方法や情報共

有の在り方、安全面への配慮についても、校内規程として整理する必要がある事項であることが読み取れた。

以上の国の制度・通知の整理を通して、オンライン授業を校内制度として運用するためには、対象生徒の範囲、学習形態、出席の取扱い、評価・単位認定、学習・支援計画、実施体制、記録管理および安全面といった複数の観点について、学校としての考え方を明確にしておく必要があることが整理された。

## (2) 学校現場における規程整備の実態

国の制度・通知に基づく整理に加え、学校現場におけるオンライン授業に関する規程整備の実態を把握するため、実習校および山梨県内の公立高等学校における校内規程、内規等を収集し、その記載内容を整理した。あわせて、教務担当者や学年主任等への聞き取りを行い、規程整備および運用に関する実際の状況を把握した。

その結果、オンライン授業に関する規程整備の状況には学校間で差がみられるものの、規程や内規として文書化されている内容については、一定の共通性がみられる項目と、学校ごとに記載の有無や具体性に差がみられる項目に分けて整理できることが明らかとなった。

まず、多くの学校で共通して記載されていた内容として、オンライン授業の適用対象となる生徒の考え方、申請および承認の手続き、授業形態および実施方法、出席の取扱い、成績評価および単位認定に関する項目が挙げられる。これらの項目は、国の制度や通知においても明示的に示されている内容と対応しており、オンライン授業を実施するにあたって最低限整理が必要な項目として、比較的多くの学校で校内規程や内規に反映されている状況が確認された。特に出席の取扱いや成績評価・単位認定といった項目については、生徒の学習成果や卒業に直接関わるため、学校としての判断基準を明文化する必要性が強く認識されていることがうかがえた。

一方で、学校間で記載の有無や具体性に差が見られた内容としては、学習状況の把握や記録の方法、校内における役割分担や連携体制、ICT活用に関する具体的な取扱いおよび安全面への

配慮に関する項目が挙げられる。これらの項目については、校内規程として記載がなされている学校もある一方で、文書としては明示されておらず、実際の運用や担当者の判断に委ねられている学校も確認された。また、同一の項目であっても、簡潔な方針のみを示している学校と、具体的な手順や役割分担まで踏み込んで記載している学校が見られ、記載の深さにも差が生じていた。

さらに、教務担当者や学年主任等への聞き取りからは、制度改正の内容自体については理解されているものの、それを校内規程として明文化する段階において、実務上の判断に迷いが生じている実態が明らかとなった。具体的には、どの事項をどの程度まで規程として定めるべきかの判断が難しいこと、規程として明文化すべき内容と個別の状況に応じて柔軟に判断すべき内容との線引きが困難であること、評価や単位認定に関する具体的な基準設定に対する不安があることなどが挙げられた。また、普通科・専門学科・総合学科といった課程の違いや、教科ごとの実態差が大きく、学校全体で共通の規程を作成しにくいという声も聞かれた。加えて、学年、教科、保健等の関係部署との連携が不可欠であることは認識されているものの、その具体的な連携の進め方が明確でないことも規程整備を進める上での課題として整理された。

以上のことから、学校現場におけるオンライン授業に関する規程整備の実態として、国の制度に対応する基本的な項目については一定の共通性が見られる一方で、運用や体制に関わる事項については、学校ごとの判断や実情に委ねられている部分が大きく、記載内容に差が生じている状況が明らかとなった。また、規程整備が進まない要因としては、制度理解の不足というよりも、どの事項をどの程度まで校内規程として明文化すべきかという判断の難しさが大きく影響していることが整理された。

## (3) オンライン授業規程を構成する項目の整理結果

国の制度・通知の分析結果と、学校現場における規程整備および運用の実態を対照しながら整

理を行った結果、高等学校におけるオンライン授業規程は、単一の規定によって構成されるものではなく、複数の項目からなる体系として整理される必要があることが明らかとなった。すなわち、オンライン授業を一時的・例外的な対応として位置付けるのではなく、校内制度として組織的・継続的に運用するためには、複数の観点から規程内容を整理することが求められる状況が整理された。

具体的には、国の制度上、学校として整理が求められている項目と、学校現場において実際に規程や内規として明文化されている内容、ならびに運用段階において判断や調整が行われている項目とを重ね合わせる形で整理を行った。その結果、オンライン授業規程を構成する項目として、適用対象の明確化、申請および承認の手続き、授業形態および実施方法、出席の取扱い、評価および単位認定、学習状況の把握および記録、校内における役割分担と連携体制、安全面およびICT活用上の留意点の8項目を抽出した。

これらの8項目は、国の制度・通知において示されている制度的要請と、学校現場における規程整備および運用の実態の双方に関係しており、いずれか一つのみを整理すれば制度運用が成立するものではない。むしろ、これらの項目が相互に関連しながら整理されることで、オンライン授業を校内制度として位置付けるための枠組みが構成されていると整理できる。

具体的には、適用対象の明確化、申請および承認の手続き、授業形態および実施方法に関する項目は、オンライン授業を導入する際の前提条件や制度上の入り口として位置付けられる。また、出席の取扱い、評価および単位認定、学習状況の把握および記録に関する項目は、オンライン授業を実際に運用する段階において、学習成果の把握や公平性を担保するための中核的な要素として整理される。さらに、校内における役割分担と連携体制、安全面およびICT活用上の留意点は、特定の担当者に依存することなく、学校組織としてオンライン授業を支えるための体制的基盤として位置付けられる。

以上のように、本研究では、国の制度・通知と

学校現場の規程整備および運用の実態を踏まえ、オンライン授業規程を構成する8つの項目を抽出するとともにそれらを導入、運用、組織的支援という観点から体系的に整理した(図3)。

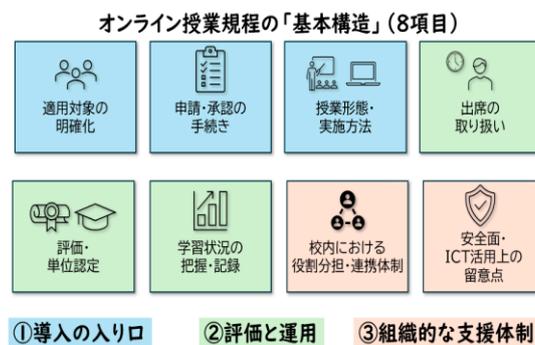


図3 規程における必要項目の抽出結果

## 5 考察

本章では、第4章で得られた結果を踏まえ、高等学校におけるオンライン授業規程の基本構造が持つ意義について考察する。

### (1) オンライン授業規程を体系的に整理する意義

第4章で整理した結果から、高等学校におけるオンライン授業規程は、単一の規定によって成立するものではなく、適用対象の判断、申請および承認の手続き、授業形態、出席および評価の取扱い、校内における役割分担など、複数の項目からなる体系として整理される必要があることが示された。このことは、オンライン授業が、教職員個々の判断に基づく一時的・例外的な対応としてではなく、学校組織として共有される制度として位置付けられつつある状況を反映していると考えられる。

オンライン授業に関する判断を個々の教職員に委ねた場合、対象生徒の判断基準や出席・評価の取扱いにばらつきが生じやすく、学校としての対応や説明に一貫性を欠くおそれがある。規程項目を体系的に整理することは、こうした属人的な判断に依存した対応を抑制し、学校組織として共通の判断の枠組みを形成する上で重要な意味を持つ。

この点において、オンライン授業規程を複数

の項目からなる体系として整理することは、学校全体で不登校生徒の学びを支えるための制度的基盤として位置付けられる。

### (2) 国の制度と学校現場をつなぐ校内規程の役割

国の制度や通知は、オンライン授業の実施に関する基本的な枠組みを示しているものの、その具体的な運用については各学校の判断に委ねられている。第4章で示したように、学校現場ではオンライン授業に関する規程整備の状況に差が見られ、制度改正の内容が必ずしも校内規程として整理・明文化されていない学校も存在していた。

高等学校には普通科、総合学科、専門学科など多様な教育課程があり、教育内容や学習形態、時間割編成等において学校ごとに特性の違いが見られる。そのため、オンライン授業の実施や単位認定の在り方について、各学校の教育課程や学校の実情を踏まえた判断が求められ、規程内容に学校間で差異が生じることは前提となる。

このような状況において校内規程は、国の制度・通知で示された抽象的な枠組みを学校現場における具体的な判断基準として整理する役割を担っている。制度上求められる要件を校内規程として明文化することにより、抽象的な制度内容が学校内で共有可能な判断の枠組みとして位置付けられ、学校全体で共通理解を形成するための基盤が明確になる。この点において校内規程は、国の制度と学校現場における実践とを接続する媒介として、制度の実効性を高める役割を果たしているといえる。

### (3) 不登校生徒の学びを支える制度的基盤としての規程

本研究は、不登校生徒の学びを保障するという観点から、オンライン授業規程の在り方を検討してきた。第4章で抽出された規程項目には、適用対象の明確化、出席および評価の取扱い、校内における役割分担や連携体制など、不登校生徒が安心して学習に参加するために不可欠な要素が含まれている。

これらの項目が校内規程として整理されることで、オンライン授業は、個別の教職員による特

別な配慮や例外的措置としてではなく、学校としての制度的支援として位置付けられる。そのことは、不登校生徒にとって、学習参加や単位修得に関する見通しを制度的に確保することにつながり、学習への参加を妨げる要因を軽減する可能性がある。また、教職員にとっても、規程が判断の拠り所となることで、対応が個人の裁量や責任に過度に依存することを防ぎ、学校全体のルールとして判断の基準を共有した上で支援に取り組むことが可能となる。このように、オンライン授業規程は、不登校生徒の学びを支える制度的基盤として、生徒と教職員の双方を支える役割を果たしていると考えられる。

### (4) 本研究の位置づけ

本研究は、不登校生徒の学びを保障するという観点から、高等学校におけるオンライン授業規程の基本構造を整理することに焦点を当てたものである。国の制度および関連通知の内容、ならびに学校現場における規程整備の実態を整理・分析することを通して、オンライン授業を校内制度として組織的・継続的に運用するために必要とされる規程項目の構成を明らかにした。

一方で、本研究は、個別の学校における規程内容の妥当性を評価することや、オンライン授業の教育的効果を検証することを目的としたものではない。また、規程が実際の学校現場においてどのように具体化され、運用されているのかについても、本研究の対象には含まれていない。

したがって、本研究で整理したオンライン授業規程の基本構造は、特定の学校における実践を示すものではなく、各学校が規程整備を検討する際の視点や枠組みとして参照され得るものとして位置付けられる。

## 6 まとめ

本研究は、不登校生徒等の学びを保障する観点から、高等学校におけるオンライン授業規程の整備に着目し、オンライン授業を校内制度として継続的・組織的に運用するために必要となる規程項目の基本構造を明らかにすることを目的として検討を行った。

国の制度および関連通知の分析、ならびに学

校現場における規程整備および運用の実態整理を通して、高等学校におけるオンライン授業規程は、単一の規定によって成立するものではなく、複数の観点からなる体系として整理される必要があることが示された。これらの規程項目は、国の制度・通知において求められている事項と、学校現場における規程整備および運用の実態とを対照・統合することにより抽出したものであり、高等学校においてオンライン授業を制度として運用する際に共通して検討が求められる構成要素であると位置付けられる。

以上の結果から、オンライン授業規程を体系的に整理し、校内規程として明文化することは、オンライン授業を教職員個々の判断に依存した一時的・例外的な対応にとどめるのではなく、学校全体で共有される制度として位置付けるための基盤となることが明らかとなった。したがって、本研究で整理したオンライン授業規程の基本構造は、不登校生徒等の学びを組織的・継続的に保障するための制度的基盤として、高等学校における校内規程整備を検討する際の重要な拠り所となるものと結論付けられる。

## 7 今後の展望

本研究では、高等学校におけるオンライン授業規程の基本構造を整理し、その構成要素を明らかにした。今後は、本研究で示した基本構造を踏まえ、各学校の実情に応じて、規程の内容や運用の実態について検討を進めていく必要がある。その際、オンライン授業規程は、個々の教職員の判断に依存した対応から、学校組織として学びを保障するための枠組みへと移行するための出発点として位置付けることが重要である。

具体的には、学校の規模や設置形態、生徒の実態等の違いに着目し、オンライン授業規程の各項目がどのような内容として整理・具体化されているのかを比較・検討することが考えられる。また、規程整備後の校内での共有のされ方や、それが教職員の判断や校内の連携体制に及ぼす影響についても実践を通して検討していく必要がある。これらの点については、今後の研究や実践の中で継続的に検討していくことが求められる。

## 謝辞

本研究の実施にあたり、多くの先生方にご理解とご協力を賜りました。生徒支援の実際や校内の取組について貴重なお話をうかがい、実践に即した多くの示唆を得ることができましたことに、心より感謝申し上げます。また、教職大学院において本研究をご指導くださった先生方には、多くの助言をいただきました。実践と研究を往還しながら考察を深める機会を与えていただいたことに、深く御礼申し上げます。

## 引用・参考文献

- 1) 文部科学省 (2025)  
『令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』
- 2) 尾崎典子・谷本公重・徳地暢子 (2023)  
「不登校の子どもたちの経験と思い」  
『Jpn J School Health』65, 153-162.
- 3) 文部科学省 (2022) 『生徒指導提要 (改訂版)』
- 4) 文部科学省 (2022)  
事務連絡「やむを得ず登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等について」
- 5) 文部科学省 (2023)  
「誰一人取り残されない学びの保障に向けた登校対策 (COCOLOプラン)」概要資料
- 6) 文部科学省 (2024)  
省令改正「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した学びの実現」
- 7) 文部科学省 (2024)  
「高等学校における遠隔授業の実施に関する留意事項」
- 8) 文部科学省 (2024) 『学校教育法施行規則』  
(遠隔授業及び単位修得に関する規定)
- 9) 文部科学省 (2018)  
「高等学校におけるメディアを利用して行う授業の実施に関する留意事項」
- 10) 文部科学省 (2018)  
『高等学校学習指導要領』
- 11) 文部科学省 (2020)  
「指導要録の取扱いに関する通知」
- 12) 総務省 (2023)  
『個人情報の保護に関する法律』